

盛岡市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年1月6日

盛岡市監査委員	熊谷喜美男
同	菊池秀一
同	佐藤敬三
同	川村幸子

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成26年10月3日付け26盛監第63号 |
| 2 対象部署及び事項 | 農林部及び市民部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

26 盛市業第 64 号

平成 26 年 12 月 26 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 10 月 3 日付け 26 盛監第 63 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（農林部中央卸売市場）

施設の使用許可に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

施設の使用許可に当たり、事務を取扱う職員及び決裁に係わる職員が相互に確認を行うこととするとともに、専決・代決に関する規程の遵守を徹底するよう課員全員を指導し、適正な事務の執行を行うよう指導した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

市長内部部局専決及び代決に関する規定の認識不足により誤った事務執行を行ったことが原因であった。

今後は、専決及び代決に関する規程の研修を行い、起案した職員以外の職員が決裁状況の再確認を行うこととし再発防止に努める。

26 盛協第 544 号

平成 26 年 10 月 31 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 10 月 3 日付け 26 盛監第 63 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 市民部 文化国際室）

- (1) 県に対する助成金要望書の提出に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 補助金の交付に当たり、事業の履行確認を年度内に行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 県に対する助成金要望書関係について

ア 措置の内容

確実に決裁が行われるよう決裁権者及び室員全員に指導を行った。

イ 原因及び再発防止策の内容

原因は、担当の経験不足と組織としての確認行為が不足していたことであった。職場内研修を通じ適切な文書事務の執行に努め、相互確認を徹底し、再発を防止する。

(2) 補助金交付の事業の履行確認関係について

ア 措置の内容

補助金の交付対象となる事業費について、補助金を交付する年度内に履行確認を行うよう所属長及び室員全員に指示した。

イ 原因及び再発防止策の内容

原因は、交付先団体の理事会審議（翌年 5 月）を待って補助金精算書を提出させていたことによる。

今後は、同団体に対し補助金精算書を補助金交付の年度内に提出させるとともに、

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

その履行を年度内に確認することとし，再発の防止に努める。

26 盛都総第 20 号

平成 26 年 12 月 24 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 10 月 3 日付け 26 盛監第 63 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市民部都南総合支所）

- (1) 自動車臨時運行許可に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 決裁権者の決裁を得ていないもの
 - イ 収入印紙の消印がないもの
- (2) 公印使用簿により公印の使用承認に当たり、承認できない文書について公印使用を承認している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

(1) について

- ア 決裁漏れを防止するため、決裁権者のほか、担当者及び係員など、複数人による押印確認を徹底することとした。
- イ 盛岡市収入証紙条例施行規則第 5 条に基づく適正な事務処理を行うよう、担当者及び係員など、複数人による消印確認を徹底することとした。

(2) について

公印取扱規程第 8 条第 3 項ただし書に基づく適正な事務処理を行うよう、決裁権者及び担当者において「使用文書」の確認を徹底することとした。

(2) 原因及び再発防止策の内容

(1) について

- ア 原因は、決裁時、決裁直後の段階での確認徹底が不十分であった。
今後は、担当者、担当係長を始め、決裁権者において、決裁漏れがないか複数

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

人において確認するよう徹底し，再発防止に努める。

イ 原因は，決裁直後の段階での確認徹底が不十分であった。

今後は，担当者，担当係長を始め，決裁権者において，消印漏れがないか複数人にて確認を徹底する。

また，盛岡市収入証紙条例施行規則の写しを関係職員に配布し，規則に沿った事務処理を行うよう徹底し，再発防止に努める。

(2) について

原因は，公印取扱規程の確認が不十分であった。

今後は，公印取扱規程の写しを担当職員に配布し，規程に沿った取扱をするよう徹底し，再発防止に努める。